

発 財 第 6 7 8 号

平成24年11月7日

教育長

各部・局長

各課・所長

様

市 長

平成25年度予算編成方針について（通知）

標記の件について、別添のとおり通知します。

平成 2 5 年度 予算編成方針

平成 24 年 11 月 6 日
企画審議会決定

我が国では、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発し、エネルギー制約、リスク分散及び防災・減災対策の強化といった社会構造の転換が迫られています。また、経済情勢は、復興特需等を背景に緩やかに回復しつつあるものの、欧州債務問題や米国経済への懸念などから一方的な円高が進行する中、中国経済の減速、日中摩擦等により対中リスクが顕在化しつつあり、先行き不透明な状況が続いています。一方、国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に続いたことから硬直化が進み、状況は大きく悪化しています。

本市の状況は、少子高齢化により 65 歳以上人口の割合が超高齢社会の基準である 21% を大きく上回る 28.2%（平成 22 年国勢調査）まで上昇し、加えて厳しい社会情勢により生活保護受給者数も増加していることから、社会福祉経費の支出が増加しています。一方、3 大都市圏を中心に持ち直しつつある地価の下落は一向に底打ちする気配が見えず、固定資産税が減収するとともに、企業収益の低迷、都市計画税の全廃等により、収入面からも厳しい財政運営に迫られています。そうした状況下で、地方分権の推進、住民ニーズの多様化・高度化等により、市町村に求められる役割は一層重要になっています。

こうした中で国の平成 25 年度一般会計概算要求は、年金・医療等に係る経費の自然増約 8 千 4 百億円を含め、厚生労働省要求額が初めて 3 0 兆円を突破し、総額が約 9 8 兆円となり、東日本大震災復興特別会計の約 4 兆 5 千億円と合わせると 1 0 0 兆円を超え過去最大となっています。総務省の概算要求では、地方交付税は平成 24 年度対比 1.5% の減（本市普通交付税ベースで 105 百万円の減）、臨時財政対策債は 6.2% の増（本市ベースで 58 百万円の増）が要求されており、概ね平成 24 年度並みの規模となっています。

【予算編成の基本的な考え方】

1. 市の財政状況

本市の財政状況は、平成 23 年度決算において、経常収支比率 92.5%、実質公債費比率 17.7%（18%以上の地方債許可団体から 18%未満の地方債協議団体へ移行）、財政調整基金及び減債基金の保有額約 19 億円と、実質公債費比率と基金保有額は前年度より改善し、ほぼ財政目標の水準に到達してきているものの、経常収支比率は依然高い状態が続

いており、財政の硬直化は解消されていません。

第 11 次総合計画「“くらしよし”ふるさとビジョン」では、平成 27 年度までに実質公債費比率 18%未満、財政調整基金及び減債基金の保有額 20 億円と目標を定めており、これを基本に財政運営を行うものです。

2. 重要施策

「“くらしよし”ふるさとビジョン」の諸施策に対応し取り組むことを基本に、将来都市像「愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉」を目指し、次世代に誇りと自信を持って継承できる倉吉市の確立を図るため、平成 25 年度は特に以下の事業について重点的に取り組むものです。

- (1) 災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進する事業
- (2) 雇用の創出並びに活力ある産業を振興する事業
- (3) 地域資源を磨くとともに新たな魅力を発掘し集客力を高める事業
- (4) 次代を担う子どもたちの育成並びに郷土への愛着と誇りを育む事業
- (5) 安心して子どもを育て、高齢者がいきいきと暮らせる活力ある地域づくりを推進する事業

3. 予算要求における留意事項

本市の厳しい財政状況を踏まえ、予算要求に当たっては下記に留意してください。

- (1) 事業の目的・必要性・優先順位・費用対効果の再確認
- (2) 重要施策への的確な対応と既存事業の見直し
- (3) コスト意識を持ち前例にとらわれず方法や仕組みを見直すこと
- (4) 市民・各種団体・議会などからの意見・施策提案への配慮
- (5) 国・県はもとより各種公益法人からの助成制度など新たな財源の確保
- (6) 各部局横断的事业に係る手法の検討

教育長
各部・局長 様
各課・所長

総務部長

平成25年度予算編成留意事項について（通知）

平成25年度予算については、下記事項に十分留意のうえ予算要求を行ってください。

1 一般事項

- (1) 部局内、部局間でよく調整した上で予算要求を行うこと。その際、事業の目的妥当性・有効性・効率性等を充分考慮すること。
- (2) 廃止・減額を決定した事業については、関係諸団体に早急に連絡をすること。（関係諸団体においても予算を組まなければならない。）
- (3) 国・県の予算、地方財政計画等が決定していないので、原則として現行行財政制度に基づき、年間予算を編成するものとする。
- (4) 歳入については、合理的な財源の確保を図り、歳出においては財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、併せて受益者負担の原則に基づき、行政コスト等を考慮し節度ある財政運営を堅持すること。
- (5) 予算の補正は、制度改正を伴うもの及び災害関係経費等、真にやむをえないものについてのみ行うものとする。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済の動向を十分勘案するとともに、現行制度及び現況の所得状況を見極め、確実な年間収入見込額を計上し、税負担の公平を期するため、課税客体の把握に遺漏なきよう留意し収納率の向上に最善の努力を払うこと。
- (2) 分担金・負担金については、事業の性格及び実施規模並びに受益の限度等を十分検討して確実な見込額を計上すること。
- (3) 使用料・手数料は、適正単価を再検討のうえ、過去の実績を踏まえて確実な見込額を計上すること。
- (4) 国・県支出金については、現行制度、施策等事業ごとの補助制度を十分研究し、地方負担に影響するような事業費補助金を安易に受けないこと。また交付基準に基づき超過負担とならないよう積算等に十分留意して確実に計上すること。
- (5) 財産収入については、財産の現況を的確に把握し効率的な活用に努めると共に、周到な処分計画に基づき算定すること。
- (6) 諸収入については、前年度実績を検討し確実な見込額を計上すること。
- (7) 市債については、国の地方債計画、同意等基準、運用要綱、充当率及び交付税措置率等を十分検討し、的確な見込額を計上すること。
- (8) 各科目を通じて過大見積もりを避け、不確実な財源を計上しないこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 厳しい財政状況の中、平成24年度の水準以上の事務・事業の実施が困難なことを充分考慮に入れ、特別な理由がないかぎり、平成24年度査定額の単価・数量を増加さ

せないこと。

- (2) 人件費については、平成24年11月1日現在の現員・現給を基準として算出すること。
- (3) 賃金については、業務別、年間所要人員を職員課に報告するものとし、十分協議して計上すること。特に年度中途の増員は、原則として認めないこと。
また、事務の合理化、部・課内の協力体制の確立を図る等、内部努力し安易に臨時職員等の雇用をしないこと。
- (4) 旅費については、各種団体が行う総会・研修会等への単なる参加はさけ行政効果を十分考慮のうえ計上すること。
- (5) 需用費については、下記の措置を創意と工夫をもって行うこと。
 - ア 各種消耗品は、使用節減の方策を樹立するとともに、文具等は、手持ち物品の使用に努め、公私の別を明らかにすること。
 - イ 情報の収集についてはインターネットを積極的に利用し、利用頻度の少ない書籍は購読を中止すること。
 - ウ 電気、ガス、水道など光熱水費の使用抑制をはかること。
 - エ 各種会議については、極力会議時間の短縮に努め、資料及び昼食等を削減すること。
 - オ 市民周知には、「市報」の掲載を広く取り入れるなど合理化を図り、印刷物の作成は真にやむを得ないものに限ること。
 - カ 会議終了後の懇親会等への出席者負担金の公費支出は認めないこと。
- (6) 義務的経費（扶助費・公債費・債務負担行為に係る経費）については、制度の改正と対象の実態を的確に把握し、年間所要額を計上すること。
- (7) 補助金及び交付金の増額は認めないこと。なお、少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については、廃止すること。
- (8) その他
 - ア 会議等の参加負担金（内訳が不明確なもの）は、19節「負担金」に計上すること。
 - イ 公用車の点検修理等については、一括需用費・修繕料に計上すること。
 - ウ 電子複写機等の経費については、リースの場合は、機械借上代及びパフォーマンス契約料を一括使用料及び賃借料・機械借上料へ、買取の場合の保守点検料は、役務費・手数料に計上すること。
 - エ 賞品等で謝意・奨励・表彰の意味合いの強い経費は、報償費に計上すること。
 - オ 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、光熱水費に計上すること。

4 特別会計に関する事項

独立採算を原則とすることとし、その他は、前記のとおりとする。

5 予算要求の積算及び資料について

- (1) 積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事については、概算設計書を資料として提出すること。その他の見積書の提出は原則不要、必要な場合は個別に依頼する。
- (2) 資料は、事業の目的や現状、財源の充当状況、国県の予算状況などをわかりやすく整理し、課ごとに取りまとめた上、1ファイルに結合したPDFをメールにて提出するとともに、両面印刷したものを4部合わせて提出すること。また、要求書にその要

点・算出基礎を簡潔に入力し、要求書のみによっても事業の内容が明らかになるよう配慮すること。

資料提出期限：平成24年12月10日（月）17時（期限厳守のこと。）

- (3) 新規事業及び廃止事業については、「様式1 平成25年度新規・廃止事業について」により一覧表を資料と合わせて提出すること。
- (4) 新規事業及び大幅な制度改正を行う事業については、「様式2 平成25年度事業計画書」を資料と合わせて提出すること。
- (5) 消費税等については、税込額で積算すること。
- (6) 予算の見積りは、別途通知する「平成25年度予算単価について（通知）」によるほか、法令、条例に定める額または、平成24年度の実施単価等を勘案し、合理的な積算をすること。

6 予算要求の入力等について

(1) 入力期限 平成24年12月10日（月）17時（期限厳守のこと。）

(2) 予算編成の日程

- ・ヒアリング 平成24年12月下旬から平成25年1月中旬（予定）
（担当課による説明は、平成25年度新規事業及び平成24年度と比べて大きく変更のあった事業を中心に行うこと。）
- ・財政課長査定 平成25年1月中旬（予定）
- ・総務部長査定 平成25年1月下旬（予定）
- ・市長査定 平成25年2月上旬（予定）

(3) 算出予算見積書の見積根拠に入力する新規の項目については、行の先頭に【新規】と入力のこと。

(4) 補助事業及び起債対象事業については、算出予算見積書の見積根拠に【補助対象】、【起債対象】と入力のこと。なお、歳入歳出予算の充当関係がわかりにくい場合は別途資料を提出すること。

(5) 定住自立圏関係経費については、算出予算見積書の見積根拠に【定住自立圏】と入力のこと。

7 予算編成過程の公開

予算編成過程を市のホームページ上で公開する取組みについて、本年度も予算要求の段階から公開を行う。

8 新財務会計システムに係る注意事項

(1) 入力期間 平成24年11月7日（水）～12月10日（月）

新規予算科目の設定については、課ごとに取りまとめの上、12月3日（月）までに報告のこと。報告様式は「新規予算科目設定報告様式」によること。

なお、入力内容は部課長と十分に協議した内容とし、入力期間終了後の訂正は極力控えること。

(2) 事業概要、事業目的については必ず入力すること（予算編成中、事業概要登録にて入力のこと）。また充当については、前年充当を参考に入力のこと。

(3) 平成24年度当初で入力の科目については短縮コード入力を、新規科目については科目コード入力で行うこと。